平成 29 年 6 月 12 日 府国保運営協議会 資料 3

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針(平成24年12月5日4政第190号総務部長通知)6の(2)の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成29年月日

京都府国民健康保険運営協議会 会長 〇〇 〇〇

- 1 会議(京都府国民健康保険運営協議会規則(平成 29 年京都府規則第7号) 第5条に規定する会議をいう。以下同じ。)は、これを公開して開催するもの とする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限 りでない。
- 2 1により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領(以下「傍聴要領」という。) を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

別紙

傍 聴 要 領

京都府国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、 時 分から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員(本日は、 名)に達したときは、受付を終了します。
- 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に 京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2 に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。